断面計画図

(1) 造成工事による環境への影響をできる だけ避け、現況地形の高低差を積極的に 生かした断面計画とする。周囲からの見 え方に配慮し、建物の高さを低くするた め、集じん機械室を地下に配置する。(通 常は炉室上部に設置するため、高さが高 くなる)



2. 施設概要

主な火葬炉設備

火葬炉3基、ペット炉1基、 排ガス処理施設

主な諸室

■ 伊豆の国市商工会

7

055 (949) 30

月号をご覧ください

告別・見送り・炉前・収骨 スペース2室、待合室(洋 室各50人収容、稼働間仕 切壁により拡張可能)3室、 キッズコーナー・授乳室、 ペットお別れ室、多目的室、 駐車場(普通自動車100台 程度、バス3台)

ところ

【個別相談】

※申し込み方法などの詳細は問い合わせいただくか

会議室

3. 今後のスケジュール

新火葬場完成までのスケジュールを以下のとおり予定しています。

	平成29年 8月		平成30年度	平成31年度	平成32年度
建築基本設計					
建築実施設計					
地質調査					
生活環境影響調査	Ē 🔳				
都市計画決定手続	ē				
造成設計					
造成工事					
建設工事					

くれるの?



※講義内で作成した名刺サンプ る基本的な知識を学ぶことがで 制度の活用方法など、 方についても教えてくれます 業計画の立て方、 タを後日受講者に配布 補助金や融資 創業に関す

【創業セミナー

効果的なチラシや名刺の作

市商工会本所2階 9 月 8 日 30 日 金)、 永 12 日

23 日 28 日

18時30分28日 ~ 21 30 分

※別途申請が必要です 業支援補助金の対象となります 人が実際に創業した場合には、 も受けることができます。 3日間のセミナ 創業につ 事業計画に関するアド と個別相談会に参加 個別相談会を実施しま いての 相談はもちろ を受講した

疑問や悩みをお持ちの 参加してみませんか 創業を検討している人や創業して3年以内の事業所を 伊豆の国創業塾を開催します この機会に伊豆の国創業塾に 受けられるの? 創業についての

対象に、

伊

豆の国創業塾を開催

します

新火葬場基本計画を策定しました

圆 市役所公共施設整備推進課 **2** 055-948-1451

市では、新火葬場基本計画検討委員会での検討、 意見公募(パブリックコメント)を経て、「新火葬場 基本計画」を策定しました。

今後はこの基本計画に基づき、新火葬場の整備を 進めていきます。完成予定はスケジュールのとおり、 平成32年度末(2021年3月)です。今後とも、皆 さんのご理解とご協力をお願いします。

※「新火葬場基本計画」は、公共施設推進課窓口(伊豆 長岡庁舎)および市ホームページで確認できます。

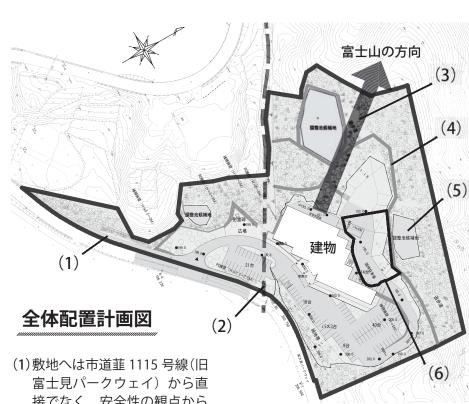
1. 新火葬場整備に関する基本方針

- ① 人生の終焉の場として、落ち着きとやすらぎを感 じる施設づくり
- ② 周辺環境に配慮した潤いある施設づくり
- ③ 人にやさしく、安心して利用できる施設づくり
- ④ 新たなニーズに対応できる施設づくり
- ⑤ 維持管理がしやすく効率的な施設づくり

新火葬場 は

- ○富士山の眺望や周囲の自然環境を積極的に 生かし、伊豆の国市らしさが感じられるよ うな、最後のお別れの場としてふさわしい 落ち着いた空間を目指します。
- ○明るく温かみのある施設とするとともに、 だれもが使いやすい施設とします。
- ○設備に関しては、最新の火葬炉および排ガ ス処理設備を導入し、故人の尊厳を守り、 また、周囲の住民や環境に影響のない施設 とします。

その他にも、地形を生かし建物の高さを抑 えることや、会葬者のプライバシーに極力配 慮した平面計画とするなど、さまざまな項目 を基本計画に盛り込みました。



(2) 敷地を横断する法定外道路(赤

道) は現況水路になっている

ため、そのまま残すものとし、

赤道上に建物は建設しない。

※基本方針③に該当

- 接でなく、安全性の観点から 設けた側道から進入するもの とする。詳細は今後、基本設 計業務や警察との協議などを 経て決定するものとする。
- ※基本方針③に該当

- (3)傾斜地を利用し、景観に配 慮した建物配置とする。(富 士山を望めるようにする)
- ※基本方針①②に該当
- (4) 周囲の植栽はできるだけ残 すものとするが、遊歩道を 整備し、利用者の散策や調 整池などの管理を行えるよ うにする。
- ※基本方針①②⑤に該当
- (5) 開発面積が1万㎡を超える ため調整池を設ける。放流 先は関係者との協議による が、原則として現況の地形 および雨水の流れに基づい た排水計画を行う。
- ※基本方針③に該当
- (6) 旧韮山ごみ焼却場焼却灰埋 立地部分には建物を建設せ ず、駐車場などとして利用 する。
- ※基本方針③に該当

2017.8.1 いずのくに 6 7 2017.8.1 いずのくに